

○理容師養成施設及び美容師養成施設の入学資格並びにクリーニング師試験の受験資格の認定について

(昭和四三年二月八日)

(環衛第八〇二三号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省環境衛生局長通知)

理容師法(昭和二二年法律第二三四号)第二条第一項に規定する理容師養成施設及び美容師法(昭和三二年法律第一六三号)第四条第二項に規定する美容師養成施設の入学資格の認定並びにクリーニング業法(昭和二五年法律第二〇七号)第七条第一項に規定するクリーニング師試験の受験資格の認定については、かねてから配意を願っているところであるが、今般左記要領により処理することとしたので、このことの周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、昭和四〇年二月一日付環衛第五、〇二一号環境衛生局長通知は、廃止する。

記

理容師養成施設及び美容師養成施設の入学資格の認定並びにクリーニング師試験の受験資格の認定に関する措置要領

1 旧国民学校令(昭和一六年勅令第一四八号)による国民学校の初等科を修了した者は、理容師美容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和二八年厚生省令第六四号)附則第三項第六号、美容師法施行規則(昭和三二年厚生省令第四三号)附則第九項第六号又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和三〇年厚生省令第二一号)附則第二項第六号の規定に基づき、厚生大臣において、個別に、当該資格の有無を認定するものとする。

2 当該資格の認定を申請する場合には、左記の添附書類を具して別記様式 1 又は 2 により、都道府県知事を經由のうえ提出するものとする。

(1) 履歴書

(2) 最終学校卒業(修了)証明書(旧国民学校令による国民学校の初等科を修了した後学校教育法(昭和二二年法律第二六号)による各種学校その他これと同等以上と認められる教育施設に在学の経験がある者については、当該初等科の修了書に加えて当該各種学校その他これと同等以上と認められる教育施設に何年間在学したかの証明書)

(3) 当該資格に係る従業年数に関する証明書(理容、美容又はクリーニングの業務に従事した経験(クリーニングについては、昭和三九年七月一九日以前にクリーニング業法第二条第一項かっこ書きに規定する業務に従事した経験を含む。)がある者については、何年間従事したかについて従業した施設(クリーニング所に準ずると認められる施設

(病院等のようにせんたく物について衛生的な管理が行なわれることが法令上期待できる施設であって、かつ、せんたく物の処理に関する知識及び技能を修得することができる機械及び器具を有するもの又はクリーニング師がクリーニングの業務に従事している施設)を含む。以下同じ。)の営業者又は当該施設を管轄する保健所長等が発行する証明書。ただし、当該施設の家族従業員にあっては、営業者及び管轄保健所長等の発行する証明書、当該施設の営業者にあっては、管轄保健所長等が発行する証明書であること。)

3 当該資格の認定申請書を都道府県知事が進達するときは、左記の事項について意見を附すものとする。

(1) 申請者が、厚生大臣において入学資格又は受験資格を有する者として認定することが適当であるかどうかについての意見

(2) クリーニング部の受験資格の認定に関する申請者が、クリーニング所でない施設に従事した経験を有する者であるときは、当該施設がクリーニング所に準ずるものと認められるか否かについての意見

別記様式 1

理容師養成施設(美容師養成施設)入学資格認定申請書

今般理容師美容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和 28 年厚生省令第 64 美容師法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 43 号)附則第 9 項第 6 号号)附則第 3 項第 6 号の規定により理容師養成施設美容師養成施設の入学資格を有する旨の認定を願いたく、関係書類を添えて申請致します。

平成 年 月 日

申請者住所

氏名

厚生大臣 殿

別記様式 2

クリーニング師受験資格認定申請書

今般クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和 30 年厚生省令第 21 号)附則第 2 項第 6 号の規定により、クリーニング師試験を受ける資格を有する旨の認定を願いたく、関係書類を添えて申請致します。

平成 年 月 日

申請者住所

氏名

厚生大臣 殿

添付書類

- (1) 履歴書
- (2) 最終学校卒業(修了)証明書
- (3) クリーニング師の資格に係る従業年数に関する証明書